

Notice

“70歳以上” ^い生き活きしらぬか健康入浴事業 ～入浴の際はマナーを守って利用してください～

町では、高齢者の皆さんの健康づくりやふれあい、相互交流のより一層の推進を目指して、温浴施設「しらぬかの湯」を活用した「生き活きしらぬか健康入浴事業」を実施しています。

実施日時●毎月第2・第4金曜日 10:00～16:00

※毎月の実施日は広報最終ページの「くらしのカレンダー」で確認してください。

場所●しらぬかの湯（東2条北3丁目）☎2-3272

対象者●令和2年4月1日を基準日とする住民基本台帳上の町民で、満70歳以上の方

申請手続き●対象者には個別に申請書を発送しますので、「しらぬかの湯」窓口へ提出してください。

【申請に必要なもの】

申請書・印鑑・健康保険被保険者証や運転免許証など本人確認ができるもの

※申請後に登録カードを発行しますので、次回から窓口へ提示してください

※これまでに登録カードの交付を受けている方は、引き続き利用できます。申請手続きは不要となりますので、利用の際はカードを窓口へ提示してください

問合先●福祉課社会福祉係 ☎ 2-2171（内線529）・しらぬかの湯 ☎ 2-3272



生き活き ^いしらぬか外出支援助成事業

町では、高齢者の方や重度障がいのある方の外出支援として、年間6千円分のタクシーと町営バス共通の運賃補助券を交付する「生き活きしらぬか外出支援助成事業」を実施しています。

なお、民間のバスに利用することはできませんので注意してください。

対象者●令和2年4月1日を基準日とする住民基本台帳上の町民で、次の①または②の要件に該当する方

※施設入所者や長期入院患者等は対象になりません

①高齢者の方で、次のいずれかに該当する方

- ・満75歳以上の方
- ・満65歳から74歳以下の方で、介護保険要支援1または2を認定されている方
- ・満65歳から74歳以下の方で、運転免許証を自主返納された方

②障害者手帳等の交付を受けた方で、次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方
- ・内部機能障がい身体障害者手帳3級の方
- ・療育手帳の交付を受け「A」と判定、診断された方
- ・重度の知的障がいと判定、診断された方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方



助成内容●1枚1000円のタクシー・町営バス共通補助券を対象者1人につき年間60枚交付

申請手続き●対象者には個別に申請書を発送しますので、申請書が届いてから福祉課社会福祉係または庶務支所（☎5-2030）で手続きをしてください。なお、満65歳から74歳以下の方で、令和2年4月1日までに運転免許証を自主返納された方は、社会福祉係まで問い合わせください。

問合先●福祉課社会福祉係 ☎ 2-2171（内線529）